

現状・課題と検討の方向性

- (1) 常時介護を要する障害者等に対する支援について
- (2) 障害者等の移動の支援について
- (3) 障害者の就労支援について

平成27年10月15日

(1) 常時介護を要する障害者等に対する支援について

【論点の整理(案)】

○ どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるか。

<検討の視点(例)>

- ・「常時介護を要する障害者」の心身(医療の必要度を含む)・生活の状況や支援の量等の違い
- ・現状の「常時介護を要する障害者」を対象とした障害福祉サービス事業における利用対象者像や支援内容の違い

○ 「常時介護を要する障害者」ニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。

<検討の視点(例)>

- ・対象者の範囲、支援内容(通勤、通学支援等)、支援時間、提供方法等
- ・入院中の障害者に対する支援
- ・現行のサービスの見直しでの対応の可否
- ・ボランティア等地域のインフォーマルサービスの位置づけ

○ 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・支援の重点化
- ・見守りや待機の評価

○ 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・従業者の資格要件の在り方
- ・研修等による支援者の養成
- ・資質の評価方法(OJT中心の研修に対する評価等)

○ パーソナルアシスタンス(※1)について、どう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・対象者、利用場面、利用時間等の具体的なイメージ及び必要な費用
- ・意思決定支援が必要な知的・精神障害者や障害児に対する支援手法
- ・パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント(※2)の関係、及びダイレクトペイメント方式を採用することによるメリット・デメリット

○ パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・対象者像
- ・サービス内容、サービス提供方法
- ・利用場面・利用内容
- ・支援者の要件及び支援者に対する相談等のバックアップ体制
- ・利用者の権利擁護の研修に対する評価等

※1 パーソナルアシスタンスは、一般的に①利用者の主導性、②個別の関係性、③包括性と継続性を満たす必要があるとされている。

※2 ダイレクト・ペイメントは、障害者自身が直接サービスを購入するための現金給付のことであり、この給付の範囲で障害者が直接介助者を雇用する
場合がある。

- 障害者総合支援法においては、障害者等が本人の意思に基づき地域生活を送ることができるよう、個々の障害者等の状態像やニーズに対応した障害福祉サービスを提供しており、特に手厚い介護等が必要な障害者等を「常時介護を要する者」とし、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護及び重度障害者等包括支援を提供している。
- 障害者等の地域生活・地域移行の支援をより一層推進する観点から、「常時介護を要する者」に対するサービスに関する課題（重度障害者等包括支援の利用が低調であること、重度障害者が入院した時に必要な支援が受けられない場合があること等）への対応に加えて、地域生活・地域移行の受け皿の整備や、「定期的又は随時」の「生活支援」を必要とする障害者等を支える仕組みの構築が求められている。
- 障害者等の地域生活・地域移行の「受け皿」として重要なグループホームについては、全国で整備が進められ、現在、約10万人が利用している。平成29年度のサービス見込量は約12万人であり、必要な方が利用できるよう、サービス量を確保していく必要がある。また、利用者の重度化・高齢化への対応も必要である。
さらに、入院中の精神障害者に対して退院後の住む場所について質問したところ、約6割が自宅又は賃貸住宅、約2割がグループホーム等と回答しており、グループホームよりも自宅や民間賃貸住宅での「一人暮らし」を希望する障害者も多い。こうした中、「地域移行＝グループホーム」との考え方に疑問を呈する指摘がある。
- 障害福祉サービスの需要が伸びている中で、例えば、ショートステイ、生活介護、居宅介護（家事援助）等についても、真に必要な障害者に支援を行き届かせる観点から、必要性に応じた給付の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘がある。
- 訪問系サービスのサービス提供責任者については、実務経験3年以上の旧2級ヘルパーでも可能とする取扱いが平成18年以降続いているなど、人材の資質向上に向けた課題がある。また、OJTを評価する特定事業所加算の取得率が低調な状況である。
- 障害者の地域生活を支える仕組みとして、パーソナルアシスタンスの制度化を望む声もあるが、その意味するところは、利用者本人のニーズに応じた柔軟な支援を可能とすべきとの趣旨ではないかと考えられる。

検討の方向性

- 「常時介護を要する者」だけでなく、「日常的」に「支援」を要する者なども含め、地域生活・地域移行をきめ細かく展開するため、限られた財源の中で真に支援が必要な方にサービスが行き渡るように留意しつつ、以下のような新たな方策を検討することとしてはどうか。
- 利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行うこととしてはどうか。
例えば、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものできないか検討するとともに、重度障害者の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲に留意しつつ、入院中における医療機関での支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域で生活する障害者等に対し、緊急時対応を含め、継続的に支援する拠点の整備をさらに進める方向で検討することとしてはどうか。
- グループホームから一人暮らしへの移行を希望する障害者など、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても検討することとしてはどうか。
あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応するサービスを位置づけ、適切に評価を行うとともに、障害者の状態とニーズを踏まえて真に必要な方にサービスが行き渡るよう、現に同居している方に配慮しつつ、利用対象者を見直す方向で検討することとしてはどうか。
- また、支援する人材の確保や資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による研修（OJT）の実施を促進する方向で検討することとしてはどうか。

關係資料

常時介護を要する障害者を対象とするサービスとその対象者像

○ 障害者総合支援法における「常時介護を要する者」を対象とした事業は、以下のとおり。

- ・ **重度訪問介護**…重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者

障害支援区分4以上に該当し、①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者。若しくは②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

- ・ **行動援護**…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者

障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

- ・ **療養介護**…病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、**障害支援区分6の者**②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、**障害支援区分5以上の者**③旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

- ・ **生活介護**…地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護の支援が必要な者

①**障害支援区分3以上**(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)である者
②年齢が50歳以上の場合は**障害支援区分2以上**(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)である者

- ・ **重度障害者等包括支援**…常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要性が著しく高い者

障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり、①**重度訪問介護の対象**であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、a人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者またはb最重度知的障害者。②**障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上**である者

地域生活を支える主な障害福祉サービス

障害者が地域生活を送る上で主に居宅において利用する主なサービスの概要は以下のとおり。(利用対象が重度のものや通所系サービスを除く。)

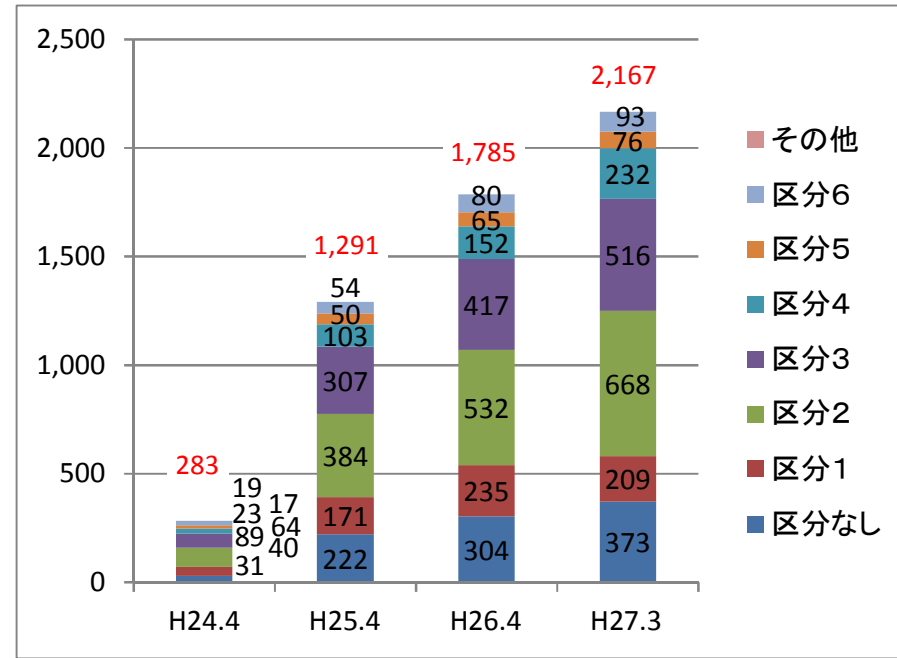
	共同生活援助	居宅介護	地域定着支援
支援内容	障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うもの。	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うもの。	居宅において単身又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の便宜を供与するもの。
居住形態	複数の他者による共同生活	1人暮らしや自宅における家族同居	1人暮らしや自宅における障害等を有する家族との同居
利用者数 (H27.3)	96,012名	155,787名	2,167名
第4期障害福祉 計画見込量 (H30.3)	121,599名	(249,413名) ※ 重度訪問介護や同行援護等を含む。	6,648名
事業所数 (H27.3)	6,637事業所	18,719事業所	414事業所

障害支援区分別の利用者数の推移

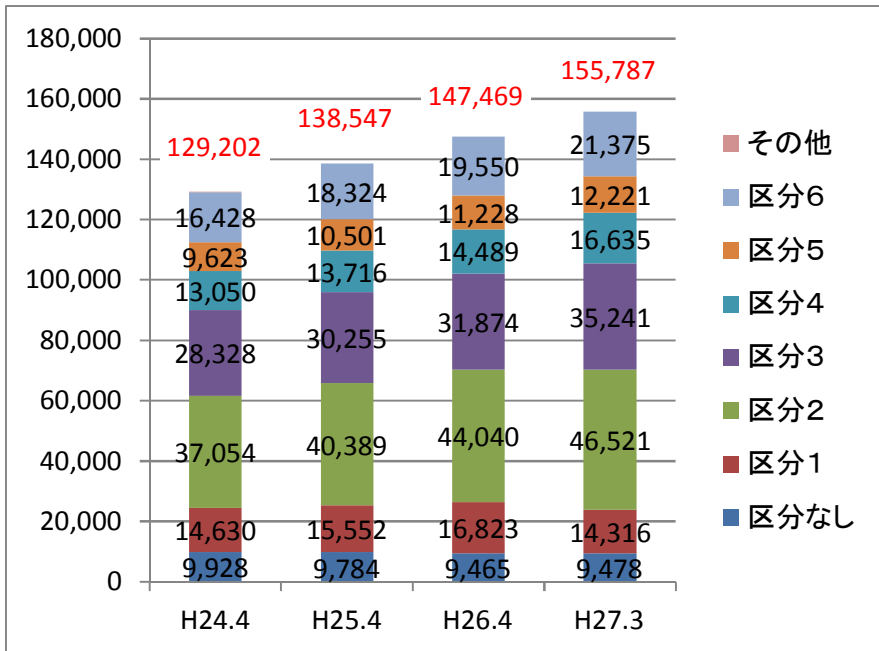
障害支援区分別の利用者数の推移については、

- ① 居宅介護は、区分1以下を除き、各区分とも増加傾向にある。
- ② 地域定着支援は、基本的に各区分とも増加傾向にある。
- ③ 共同生活援助は、区分1を除き、各区分とも増加傾向にある。

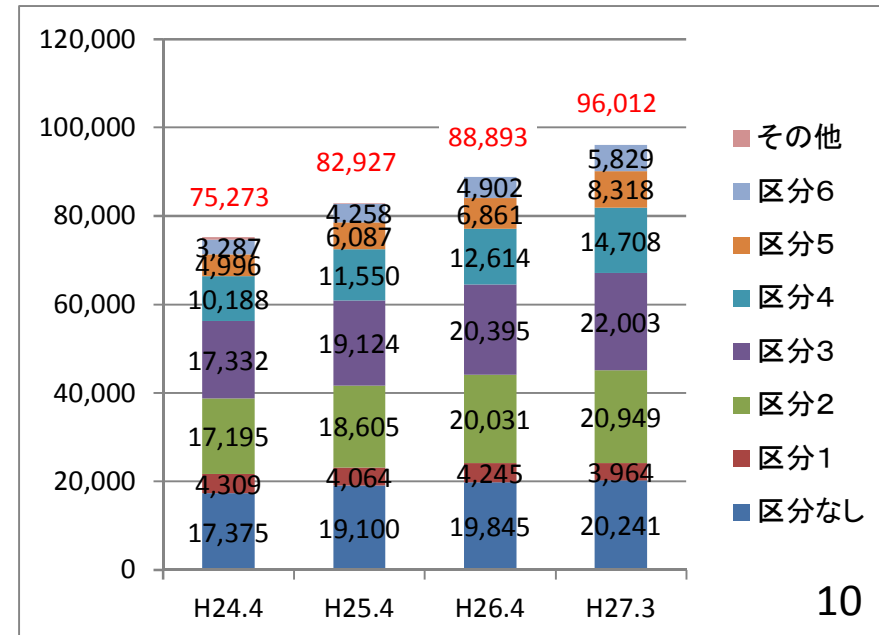
地域定着支援



居宅介護



共同生活援助



出典：国保連データ

「看護」等に関する関係法令

【保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）】

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

【健康保険法（大正11年4月22日法律第71号）】

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一 から四 省略

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

【保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年4月30日厚生省令第15号）】

第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

【基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成26年3月5日保医発0305第1号）別添2】

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。

(6) 看護の実施は、次の点に留意する。

看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキング、看護用品及び消耗品の整理整頓等の業務を行うこととする。

横浜市「自立生活アシスタント」実施要綱

(趣旨)

本要綱は、障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行う横浜市障害者自立生活アシスタント事業(以下「自立生活アシスタント事業」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

自立生活アシスタント事業は、地域支援職員(以下「自立生活アシスタント」という。)が、施設の専門性を活かし、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めるための支援を行うことにより、地域で生活する障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

この要綱において障害者とは、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な者、その他市長がこれに準ずると認めたる者をいう。

(対象者)

自立生活アシスタント事業の対象者(以下「利用者」という。)は市内に居住し、次のいずれかに該当する障害者とする。

- ア 単身者
- イ 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活又は社会生活上の支援を受けられない者
- ウ 家族と同居またはグループホームに入居しているが、自立生活アシスタントの支援を利用しながら単身生活等への移行を希望する者

(支援の内容)

自立生活アシスタントは、次に掲げるもののほか利用者の自立生活に必要な支援を行い、利用者の直接処遇は行わない。ただし支援の初期の段階で利用者との関係づくりが必要な状況においてはこの限りではない。

(1) 訪問による生活支援

ア 衣食住に関する支援 イ 健康管理に関する支援 ウ 消費生活に関する支援 エ 余暇活動に関する支援

(2) コミュニケーション支援

ア 対人関係の調整 イ 職場・通所先との連絡調整

(自立生活アシスタントの配置)

(1) 自立生活アシスタントの配置は複数とし、そのうち1人は、障害者の支援について相当の経験(概ね5年以上)と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行うことが出来る専任の常勤職員とする。(以下「主任アシスタント」という。)

(2) 自立生活アシスタントは地域生活の支援を専門に担当する専任職員とする。ただし、主任アシスタント以外の自立生活アシスタントについては、複数名が兼務で担当することが出来る。

安心できる地域での暮らし アシストします

自立生活アシスタントのご案内

■自立生活アシスタントとは？

ところに障害をもった方で、一人暮らしをしている、今後一人暮らしを考えている、またはご家族とお住まいでもご家族の支援を受けられない方が、地域生活を継続できるよう、「自立生活アシスタント」がご自宅への訪問等を通じ、生活場面での助言やコミュニケーション支援を行います。

生活の中で不安なことや困っていることなどをご相談ください。自立生活アシスタントが解決に向けて一緒に考えたり、アドバイスをしていきます。

ご利用期間は6ヵ月～1年となります。(必要に応じて更新することもできます)

■利用できる方

- 都筑区在住の方
- 精神科、心療内科へ通院中の方
- 一人暮らし、またはこれから一人暮らしされる方
- 同居のご家族の障害、高齢化、長期にわたる病気などで日常生活の支援を受けられない方

■支援の内容

- 衣食住に関する相談
季節に合った服、栄養面の配慮、整理整頓などに関する助言
- 健康管理に関する相談
服薬管理、受診や通院などに関する助言
- 金銭管理に関する相談
金銭管理、浪費防止などに関する助言
- 対人関係の相談や調整
家族や近隣住民への連絡、関係機関の調整
- 職場・通所先との連絡や調整
関係機関や通所先、職場などからの相談や連絡などの対応

■利用料

- 無料(ご自身にかかる交通費等は実費負担)

■利用の方法

- 都筑区生活支援センター「こころ野」またはお住まいの区の福祉保健センターへご相談ください

都筑区生活支援センター「こころ野」

☎045-947-0080(火～土10:00～17:00)

URL: <http://www.tuduki.jp>

横浜市営地下鉄「センター南」駅 徒歩8分

〒224-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東4-13-40



こころ野 自立生活アシスタント



横浜市都筑区生活支援センター
自立生活アシスタント案内

<http://goo.gl/ZEHVku>

横浜市 自立生活アシスタント
H26年度実績

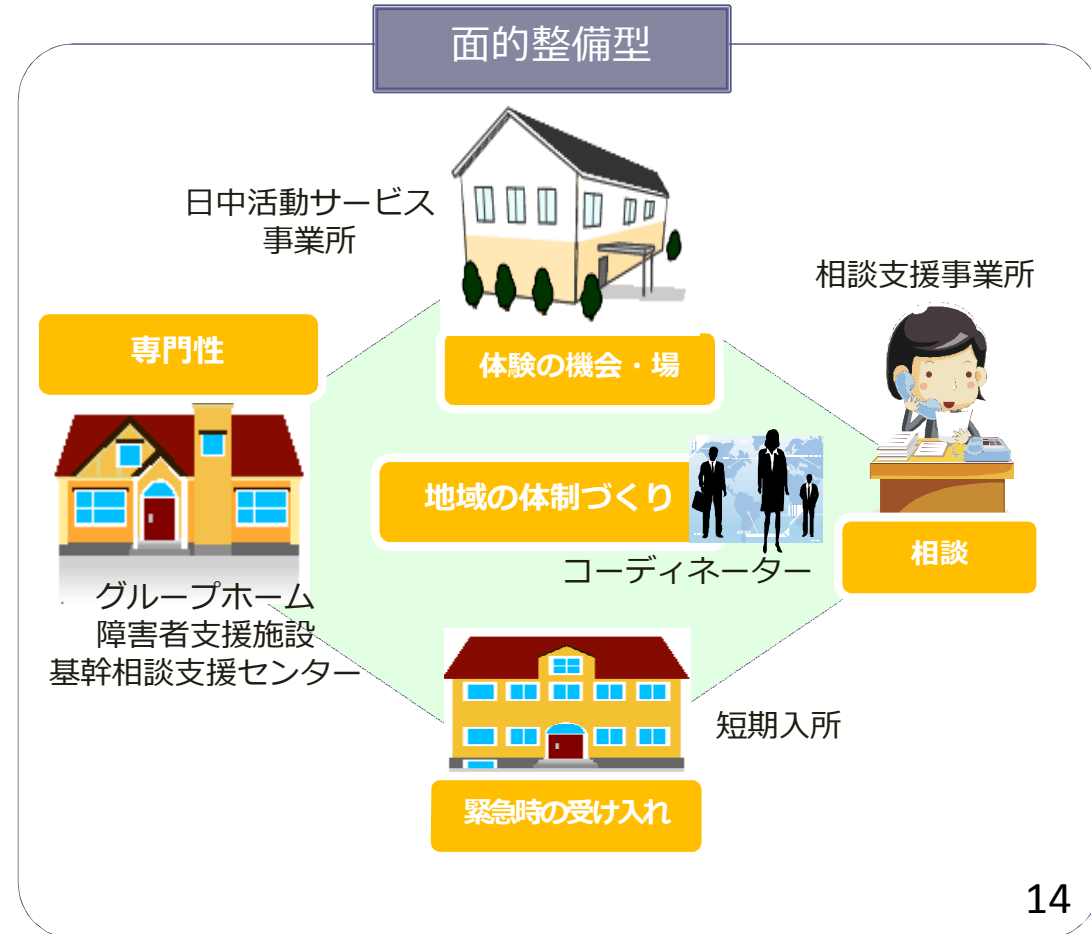
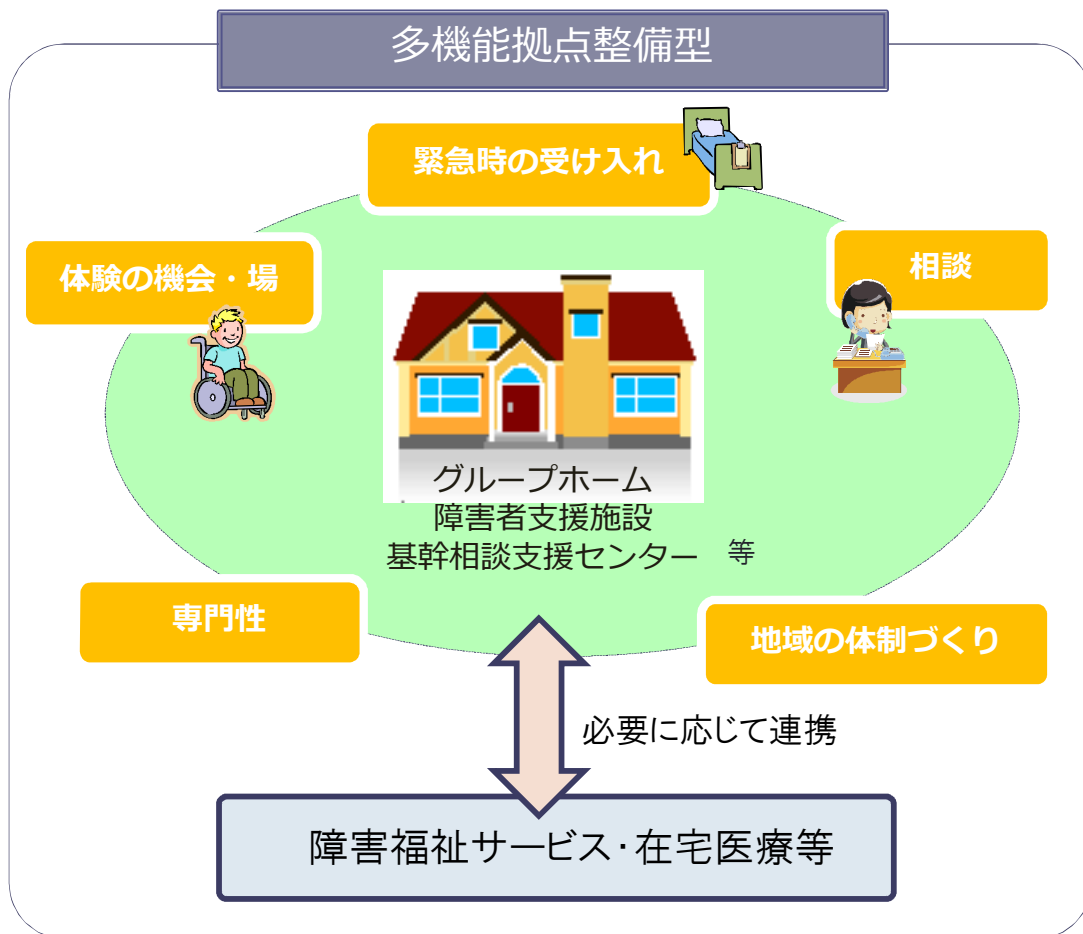
利用登録者数: 879名
支援事業者数: 38事業者

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



従業者資格と報酬算定の取扱い

- 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者及び従業者に必要な資格要件は以下のとおり。

		訪問介護（介護保険法）	居宅介護（障害者総合支援法）	重度訪問介護（障害者総合支援法）
人員基準	サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要）※1	訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要）※2	居宅介護基準と同様
	ヘルパー	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者	訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者※3	居宅介護基準 又は 重度訪問介護従業者養成研修修了者

- ※1 平成30年までは30%減算の対象となり、平成30年以降任用要件から除外
- ※2 本要件は暫定的なものであり、早期にこれに該当する研修受講や資格所得に努めることと規定
- ※3 本要件は訪問介護では報酬上の評価を廃止

- 介護保険の訪問介護においては、サービスの質の向上を図る観点から、従業者の資格要件を段階的に引上げ。

○ サービス提供責任者における「実務経験3年以上の介護職員初任者研修課程修了者」の取扱い

平成24年度	～	平成26年度まで	10%減算
平成27年度	～	平成29年度まで	30%減算（一定の要件を満たす場合は減算を適用しない（平成29年度末まで））
平成30年度			任用要件から「実務経験3年以上の介護職員初任者研修課程修了者」を廃止

○ 訪問介護員3級課程修了者の取扱いについて

平成15年度	～	平成17年度	10%減算
平成18年度	～	平成20年度	30%減算
平成21年度			報酬上の評価を廃止（現に従事していた者は1年の経過措置）

OJTの評価について

- 訪問系サービスのOJTについては、特定事業所加算で評価している。

【特定事業所加算の算定要件】

- 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅳ）（①～③に適合） 所定単位数の5%

① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

→ 新規に採用した全ての従業員に対し、**熟練した従業員の同行による研修を実施**していること。

② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）

③ 重度障害者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）

- 特定事業所加算の取得状況は以下のとおりである。

サービス種別	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ	計
居宅介護	3.0%	10.4%	1.0%	14.4%
重度訪問介護	4.7%	2.4%	2.0%	9.1%
同行援護	0.4%	9.9%	0.2%	10.6%
行動援護	13.5%	10.7%	2.1%	26.3%

重度訪問介護とパーソナル・アシスタンスについて

	重度訪問介護	イギリスの ダイレクト・ペイメント	スウェーデンの パーソナルアシスタンス
事業主体	指定事業者(法人)	地方自治体	個人(利用者)
対象者	<p>障害支援区分4以上に該当し、次の (一)又は(二)のいずれかに該当する者 (一) 二肢以上に麻痺等がある者であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p>	<p>①障害者であること ②16歳以上であること ③地方自治体による審査を受けていること</p> <p>※地方自治体による審査の結果、必要とされる金額が決定され、その範囲内で利用するか、自費でサービスを追加する ※用途に制限はない。</p>	<p>永続的な障害であることが必要 65歳未満で、 ①発達障害、自閉症等 ②成人後の外傷、身体的疾患に起因する脳障害による重篤、恒久的な知的機能障害 ③通常の高齢化によらない他の恒久的な身体的、精神的機能障害のいずれかを持つ者であること等 ※65歳以上で初めてパーソナル・アシスタンスの決定を受けることができない</p>
サービス提供方法	障害福祉サービス事業者が利用者とのサービス利用契約に基づきヘルパーを派遣	①利用者の直接雇用、②サービス事業者から派遣によりパーソナルアシスタンスと呼ばれる介助者を派遣	①利用者自身が募集したヘルパーとサービス利用契約を締結 ②サービス事業者からPAを派遣
提供されるサービス	入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に提供	利用制限無し(personal budget の範囲で自由に使用できる)	食事等生きる上で不可欠なことだけでなく、趣味等不可欠ではないことを行う場合も含めて、手となり足となる ※医療行為は含まれない
ヘルパーの要件	居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者	ケアラーとしての資格が必要	公的な教育等は無く資格もない
報酬	1,830円(1時間未満) ※1単位当たり10円で計算	通常の賃金(データ無し)	1時間当たり284クローナ(2015年)

(2) 障害者等の移動の支援について

【論点の整理(案)】

○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・個別支援と集団支援の観点等による役割分担

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・支援の対象者やそのニーズ(「社会通念上適当でない外出等」の範囲)
- ・支援主体(労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係)や財源等
- ・他省庁や関係機関、関係団体との連携

- 移動支援は障害者の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要な支援である。
現在、障害者総合支援法に基づき、同行援護、行動援護、重度訪問介護及び居宅介護の個別給付（義務的経費）についてはあらかじめ作成されたサービス等利用計画に基づき基本的にはマンツーマンでサービスを提供するとともに、市町村の地域生活支援事業（裁量的経費）については利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて緊急時の個別支援、グループ支援、車両移送などが実施されている。
- 各市町村の判断に応じて地域生活支援事業の中で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援については、個別給付の対象とすること等さらなる充実を求める意見がある。
一方、地域生活支援事業の方が地域特性を生かした柔軟な対応が可能であるといったメリットがあるとともに、雇用障害者数及び就労移行支援利用者数は合計約66万人、特別支援学校の小学部及び中学部の在学者数は合計約7万人にのぼること、障害者差別解消法の施行に伴う事業者や教育機関による「合理的配慮」との関係、個人の経済活動と公費負担の関係、教育と福祉の役割分担の在り方等の課題がある。
- 入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、十分な対応がなされていない。
また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われており、現行の障害福祉サービス等報酬において評価されているが、相応の人手や労力を要することから施設ごとに対応が異なっている。

検討の方向性

- 障害者総合支援法における移動支援については、所要の財源を確保しつつ、障害者に一定の社会生活を等しく保障するとともに、利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて柔軟に対応することができる仕組みとする必要がある。こうした観点から、基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを図っていくべきではないか。
- 障害者の通勤・通学等に関する移動支援については、全てを福祉政策として実施するのではなく、関係省庁とも連携し、事業者や教育機関による「合理的配慮」の対応や教育政策との連携等を進めていく必要があるのではないか。その上で、福祉政策として実施すべき内容について、引き続き検討を進めるとともに、まずは、就労移行支援や障害児通所支援においては、本来の趣旨も踏まえ、通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方向で検討することとしてはどうか。
- 入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できる方向で検討することとしてはどうか。
また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について適切に評価が行われているか、引き続き検討することとしてはどうか。

關係資料

移動支援の実施方法について

区分	実施方法		
個別給付 (同行援護、行動援護、 重度訪問介護)	個別支援	—	—
地域生活支援事業	個別支援 ・個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援	グループ支援 ・複数の障害者等への同時支援 ・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援	車両移送 ・福祉バス等車両の巡回による送迎支援 ・駅等の経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等

個別給付で対象外となっている移動支援についても、地域特性や利用者ニーズ等に応じ、各市町村の判断で柔軟に実施

- (例)
- 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
 - ・介護者の疾病、入院等により一時的に通勤時の介助が困難となった場合
 - ・通勤ルートを覚えるための訓練として一時的に利用する場合
 - 通年かつ長期にわたる外出
 - ・保護者の就労により送迎が困難な場合
 - ・日中活動系サービス事業所、児童通所施設等へ通所する場合
 - ・世帯に障害者が複数いる、ひとり親、虐待等、送迎困難と認められる家庭の事情がある場合
 - その他
 - ・保護者の疾病、入院等により一時的に通学時の送迎が困難となった場合
 - ・通学ルートを覚えるための訓練として一時的に利用する場合
 - ・冠婚葬祭等のために一時的に利用する場合
 - ・その他、計画相談や審査会等で個別に必要と認められた場合

通勤・通学支援について

雇用障害者数、就労移行支援利用者数、特別支援学校在学者数は以下のとおり。

【雇用障害者数、就労移行支援利用者数】

区分	雇用者数	就労移行支援利用者数
身体障害者	43.3万人	2,724人
知的障害者	15.0万人	12,792人
精神障害者	4.8万人	13,544人
難病等		97人
計	63.1万人	28,637人

出典：平成25年度障害者雇用実態調査、国保連データ(H27.2)

【特別支援学校在学者数】

区分	小学部	中学部	高等部	計
在学者数	38,168	30,493	65,730	134,031

義務教育課程で68,661人

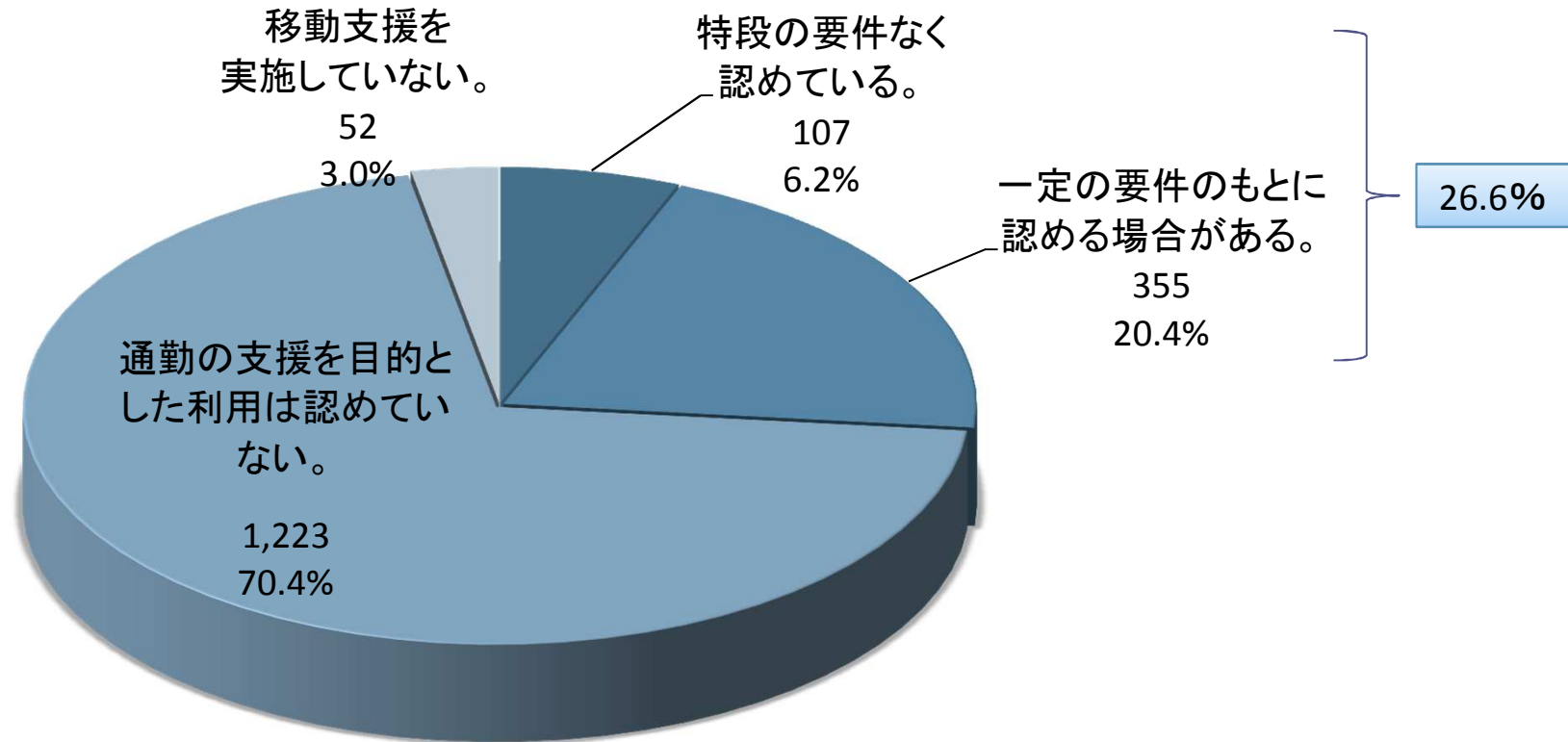
【特別支援学級在学者数】

区分	小学部	中学部	計
在学者数	129,018	58,082	187,100

出典：平成26年学校基本調査(文部科学省)

地域生活支援事業の移動支援による「通勤」の支援状況

通勤支援については27%の市町村で事業化しており、訓練等の要件を設けている市町村は20%



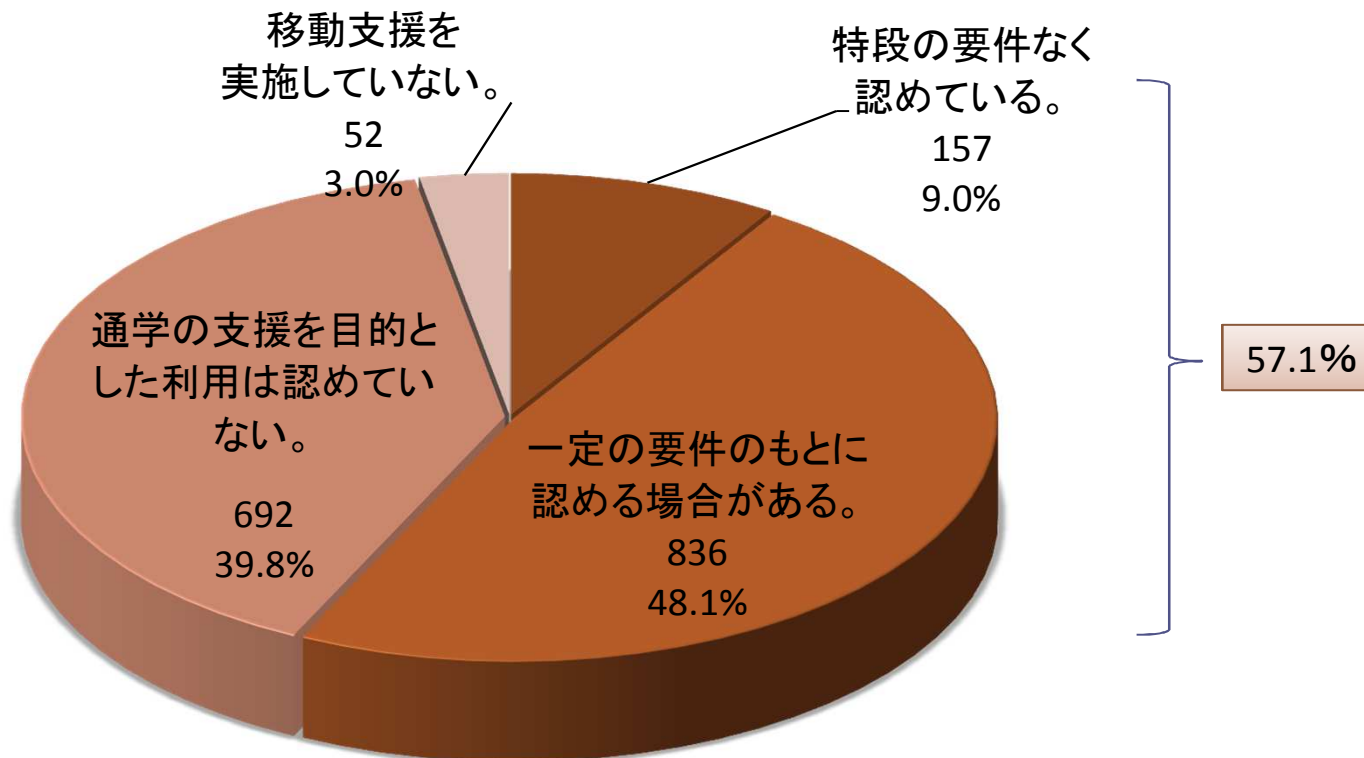
N=1,737市町村(1広域連合含む。)

認める場合の主な要件

- ・介護者の疾病、入院等により一時的に通勤時の介助が困難となった場合 (219市町村、61.7%)
- ・通勤ルートを知るための訓練として、一時的に利用する場合 (187市町村、52.7%)
- ・その他

地域生活支援事業の移動支援による「通学」の支援状況

通学支援については57%の市町村で事業化しており、訓練等の要件を設けている市町村は48%



N=1,737市町村(1広域連合含む。)

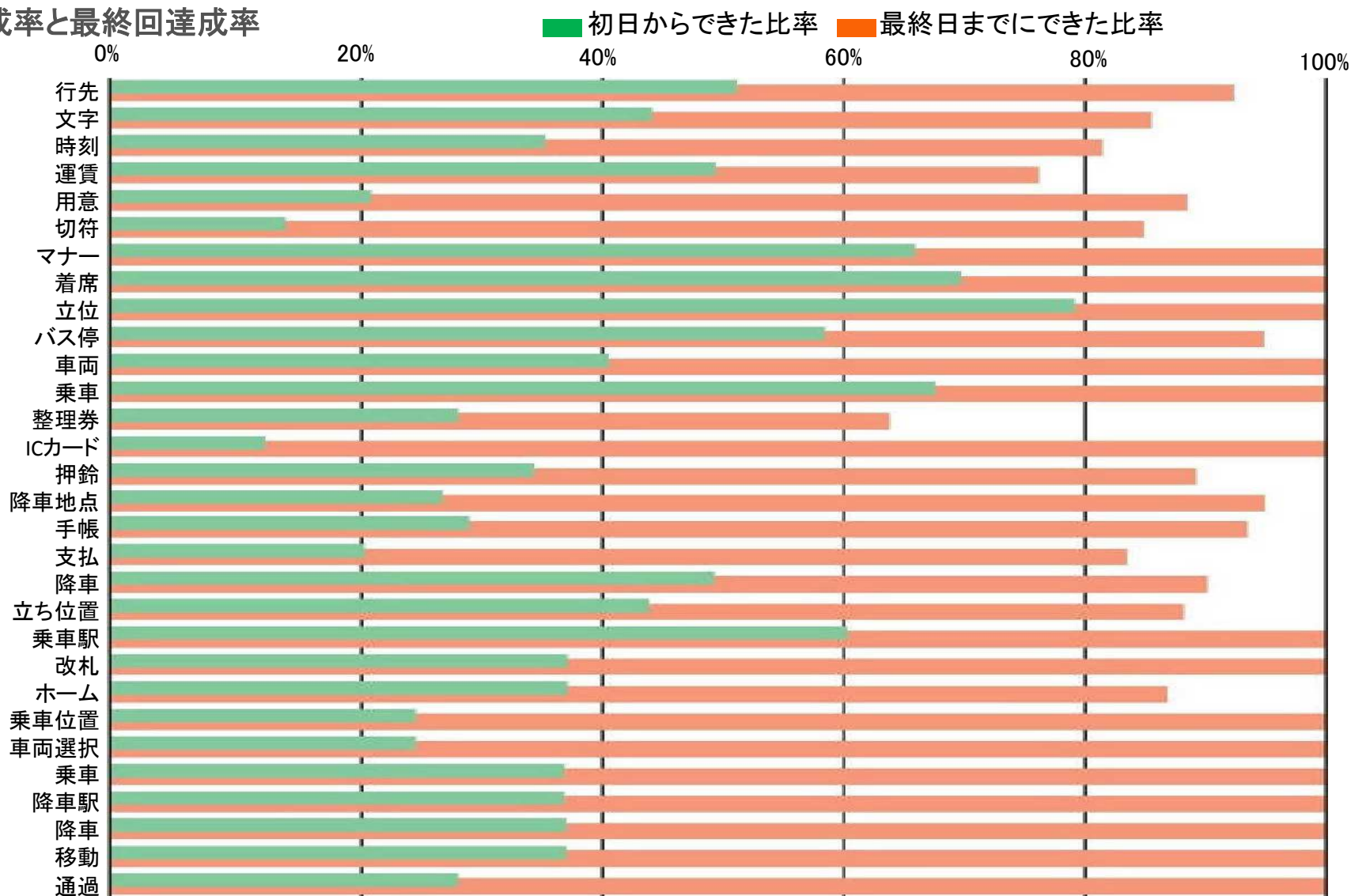
認める場合の主な要件

- ・保護者の疾病、入院、出産等により一時的に送迎が困難な場合 (674市町村, 80.6%)
- ・通学ルートを知るための訓練として、一時的に利用する場合 (277市町村, 33.1%)
- ・保護者の就労により送迎が困難な場合 (198市町村, 23.7%)
- ・その他

バス、鉄道による交通移動乗車実験について

療育手帳を所持する知的障害者29人に対し、バス、鉄道に支援員の指導の下10回程度乗車してもらい、下記の事項について一人でできた割合を比較すると、初回と比べて最終日までに大幅な伸びを示しており、最終的にはバス利用者の73%、鉄道利用者の83%が一人で移動できるようになった。

初回達成率と最終回達成率



出典：大分県「ひとりで乗りたい」知的障害者通所自立支援マニュアル

(3) 障害者の就労支援について

【論点の整理(案)】

○ 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型のサービスの現状と成果
- ・ 障害者の就労の形態の在り方
- ・ 賃金補填のメリット・デメリット

○ 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 利用者の中長期的なキャリア形成に向けた事業所の機能や支援
- ・ 利用者のニーズを踏まえた機能や支援

○ 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 就業と生活の両面からの支援

○ 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 障害者の働く場の確保

- 就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）から一般就労に移行した障害者の数は、平成20年度（障害者自立支援法施行時）1,724人に対し、平成25年度10,001人であり、5年間で約5.8倍となっている。また、民間企業（50人以上）における障害者の雇用者数は約43万1千人（平成26年6月）、ハローワークを通じた障害者の就職件数は約8万5千人（平成26年度）であり、いずれも年々増加しており、特に精神障害者の伸びが大きい。
- 就労移行支援事業所については、一般就労への移行率（利用実人員に占める就職者数）が20%以上の事業所の割合が増加する一方、移行率が0%の事業所の割合は約30%強で推移しており、移行率の二極化が進んでいる。
- 就労継続支援事業所のうち平成25年度の1年間で一般就労に移行した者が1人もいない事業所の割合は、就労継続支援A型事業所で約7割、就労継続支援B型事業所で約8割である。また、B型事業所の一人当たり平均工賃月額（平成25年度）は、約17%の事業所で2万円以上の工賃を実現している一方、約40%の事業所で工賃が1万円未満である。
- 障害者の就労定着支援について、就業面の支援は、基本的には企業の合理的配慮や労働政策の中で行われるべきものであるが、また、就業に伴う生活面の支援は、障害者就業・生活支援センター（生活支援員）や就労移行支援事業所が中心となって実施している。
- 障害者雇用促進法の法定雇用率については、平成30年度から精神障害者の雇用についても算入される予定である。今後、在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。企業に雇用された障害者が職場に定着することは、障害者の自立した生活を実現するとともに、障害福祉サービスを持続可能なものとする観点からも重要である。

検討の方向性

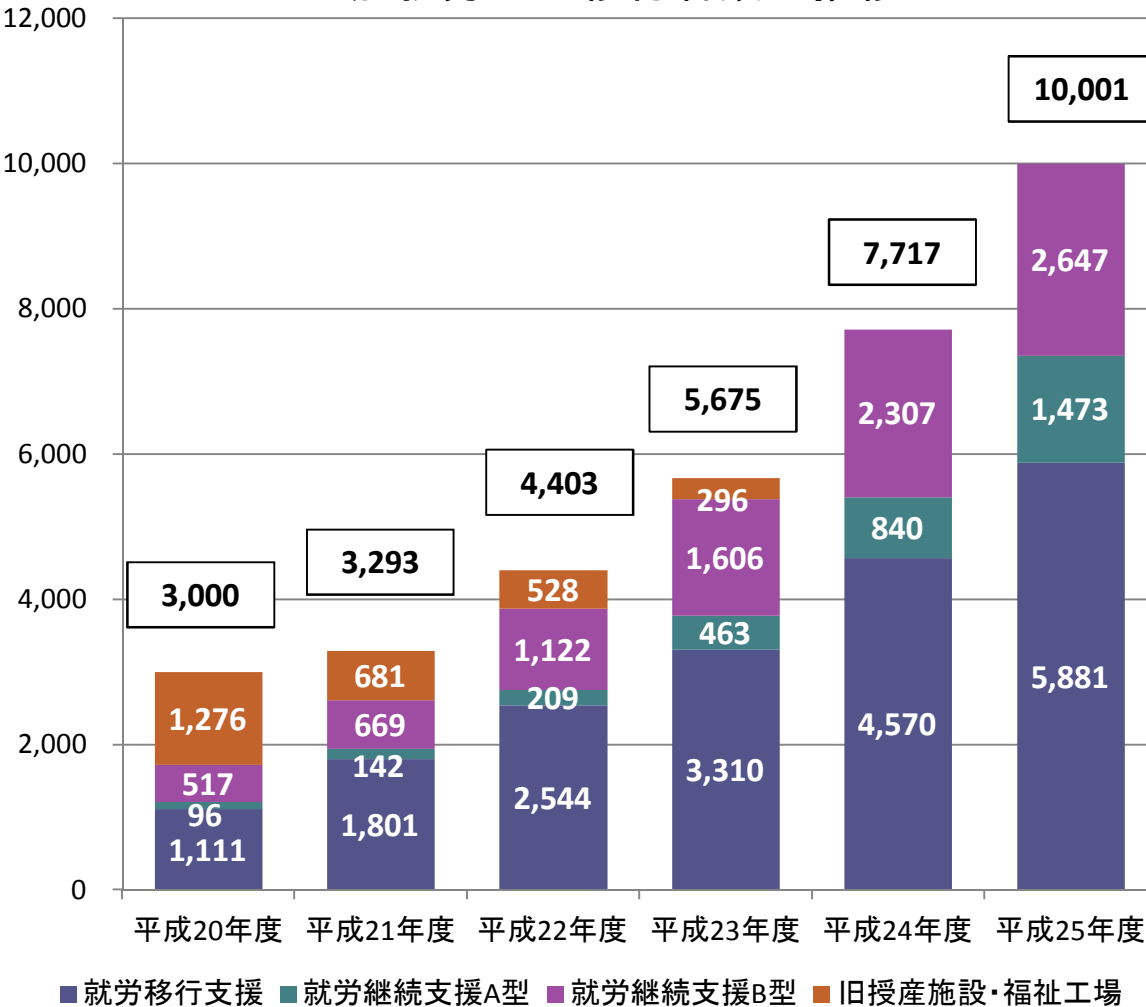
- どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃向上や一般就労への移行をさらに促進させるための方策を検討してはどうか。また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。
- 就労継続支援については、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労に移行する障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績を踏まえた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつける方向で検討することとしてはどうか。就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等の方策を検討することとしてはどうか。
さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、現在は就労継続支援B型の利用希望者に対して実施している就労アセスメントについて、効果的かつ円滑な実施と併せて、対象範囲の拡大について検討することとしてはどうか。
- 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、就労定着支援の強化を検討することとしてはどうか。例えば、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に提供するなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報の公表を検討することとしてはどうか。

關係資料

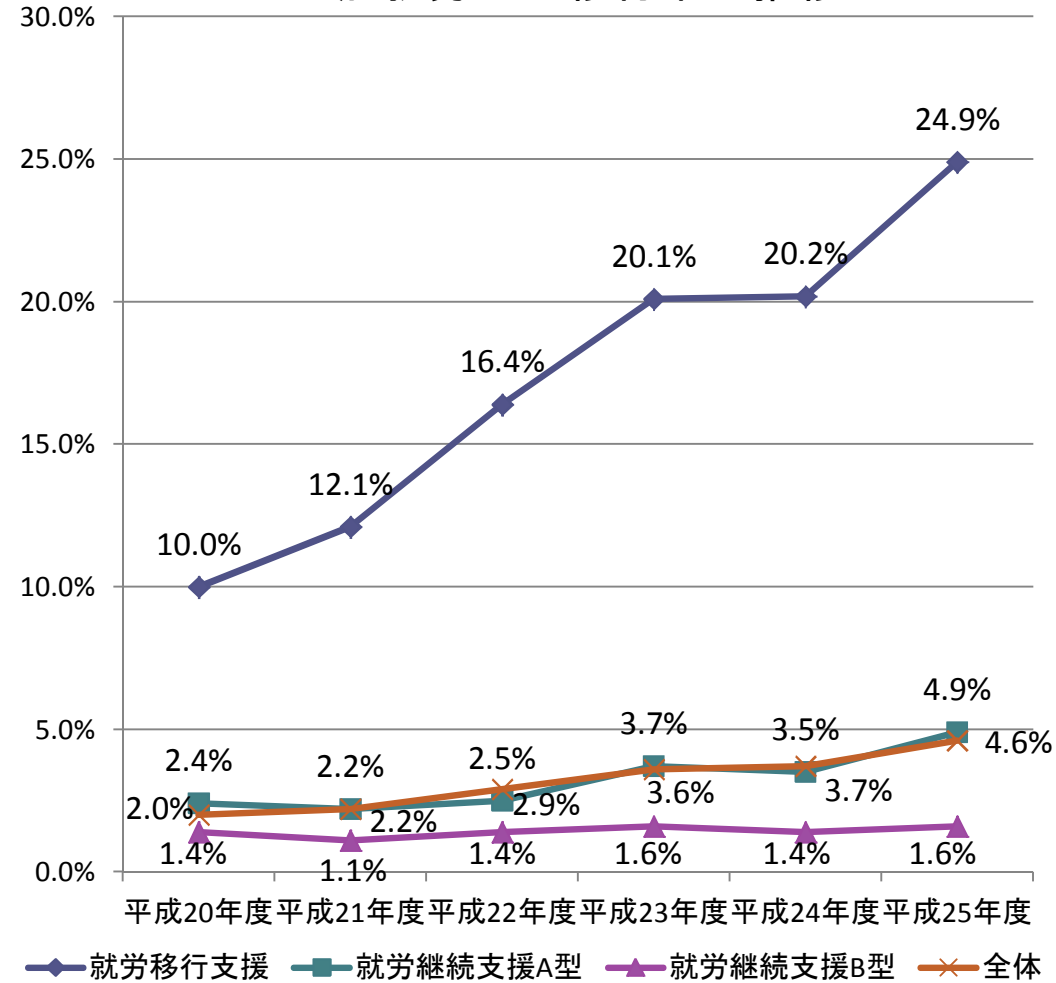
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成25年度では約1万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞

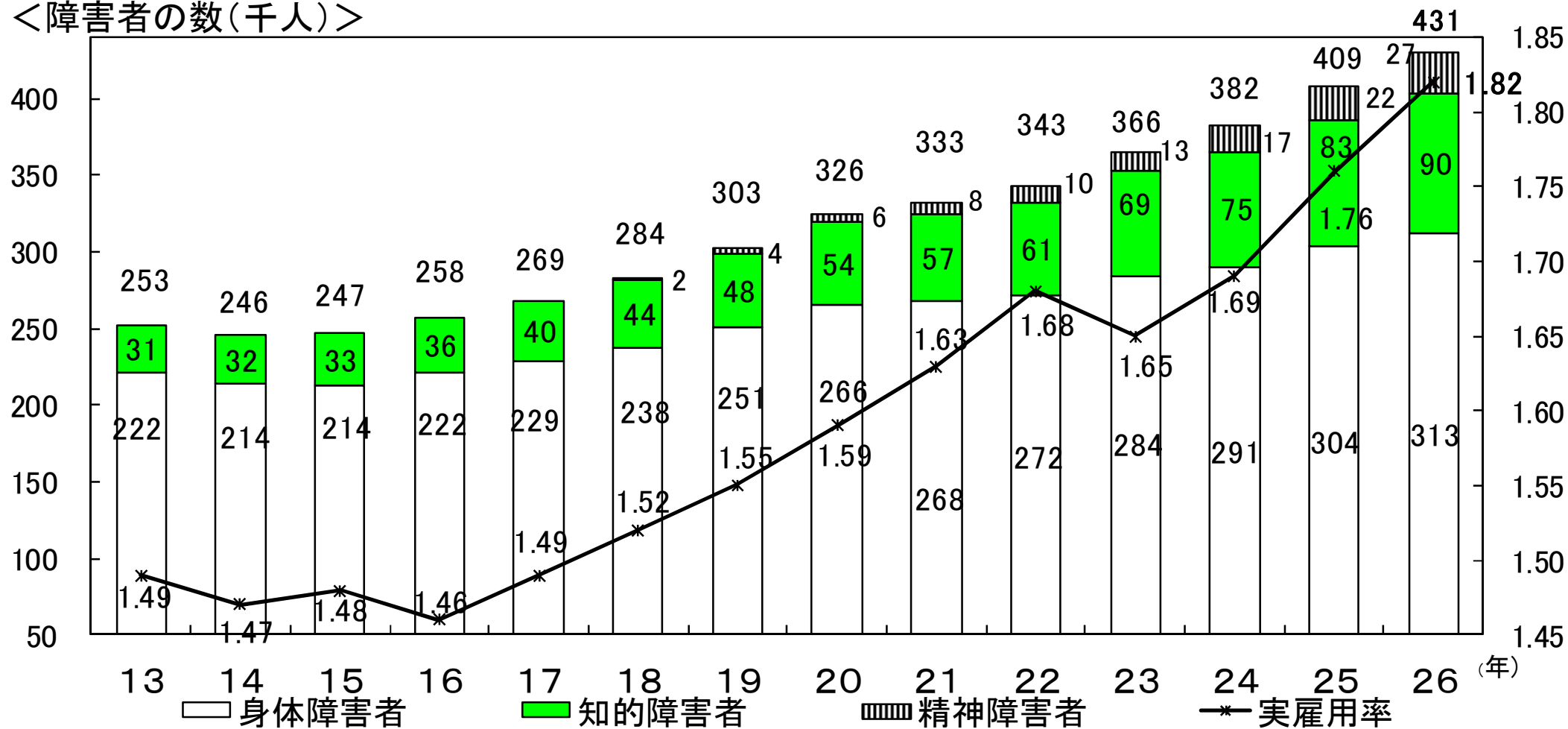


障害者雇用の状況

(平成26年6月1日現在)

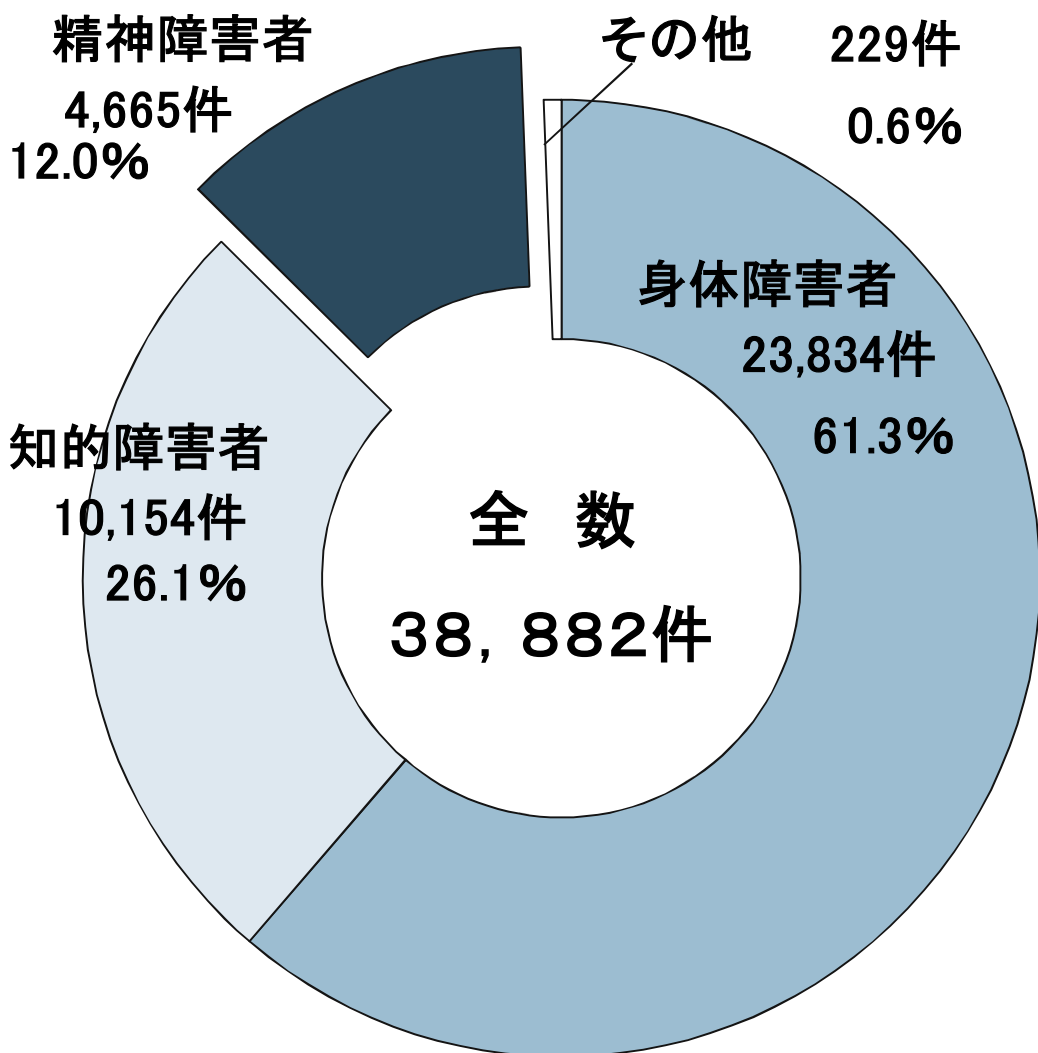
- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.82%** **法定雇用率達成企業割合 44.7%**
- 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

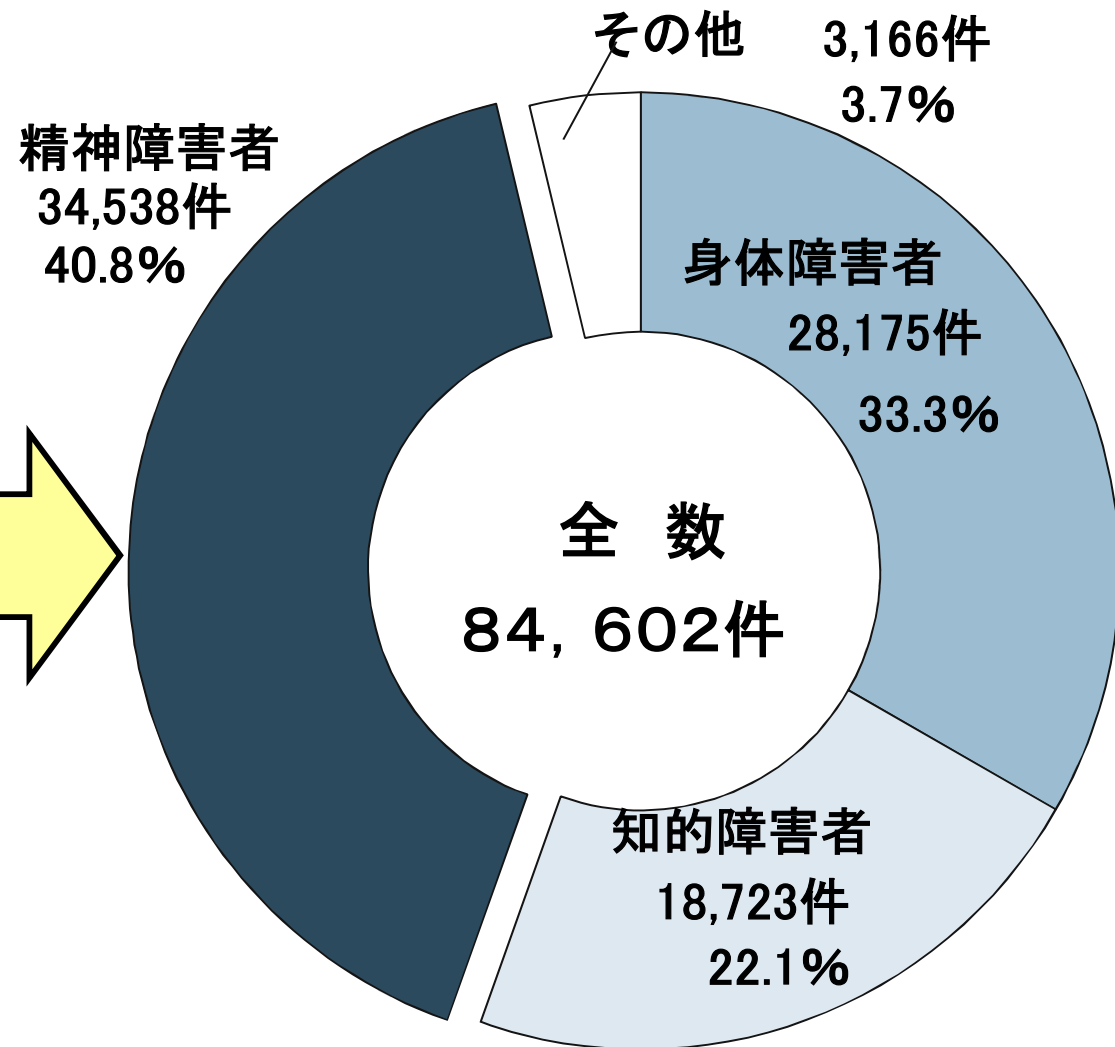


ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)

平成17年度



平成26年度

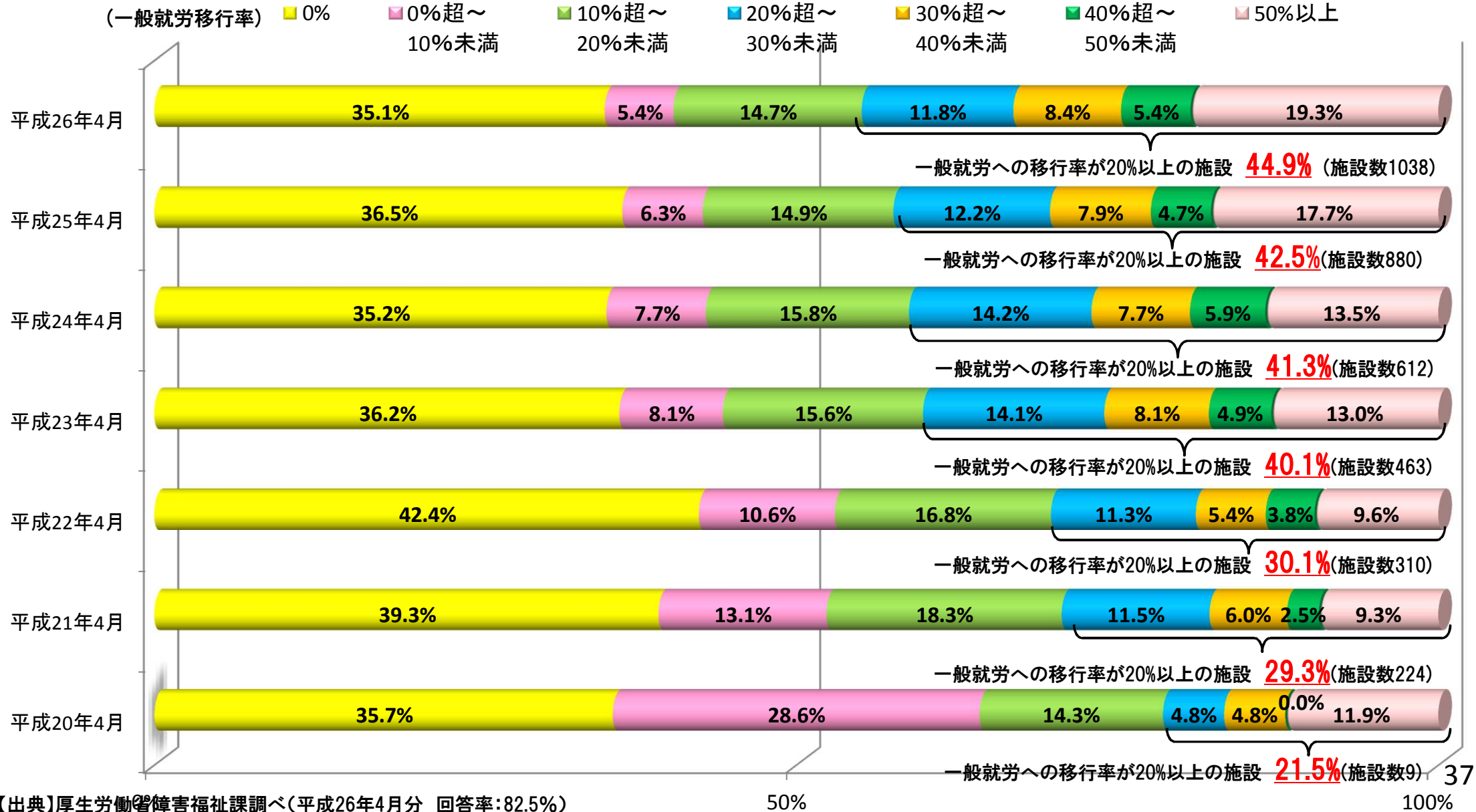


障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
報酬単価	<p>711単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>
事業所数	<p>2,985事業所</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>	<p>2,668事業所</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>	<p>9,223事業所</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>
利用者数	<p>29,626人</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>	<p>47,733人</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>	<p>196,019人</p> <p>(国保連データ平成27年3月)</p>

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

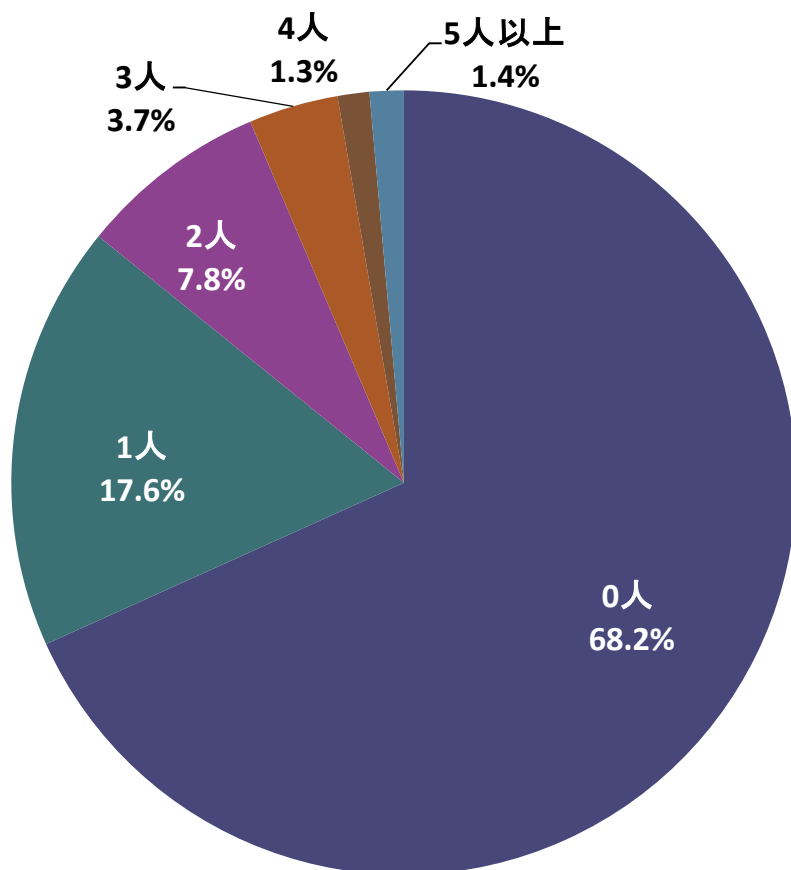
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、44.9%と年々上昇している一方で、移行率が0%の事業所が3割強あり、その割合はあまり変化していない。



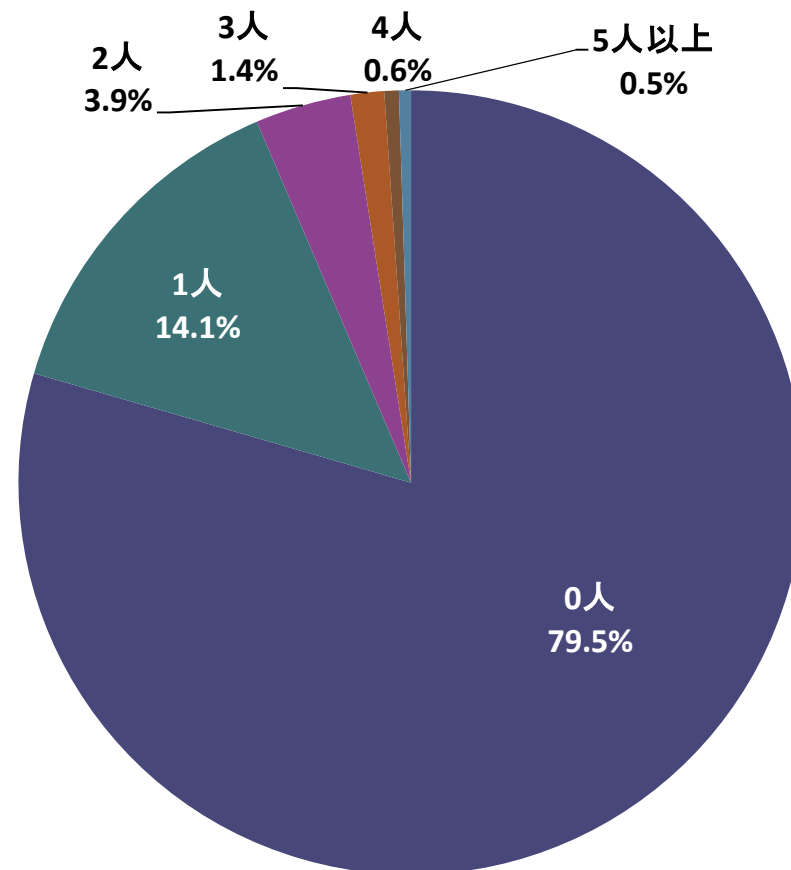
就労継続支援(A型・B型)からの就職者数(平成25年度)

○ 就労継続支援事業について、1年間に1人も一般企業への就職者が出ていない事業所は、A型事業所で約7割、B型事業所で約8割となっている。

【就労継続支援A型】



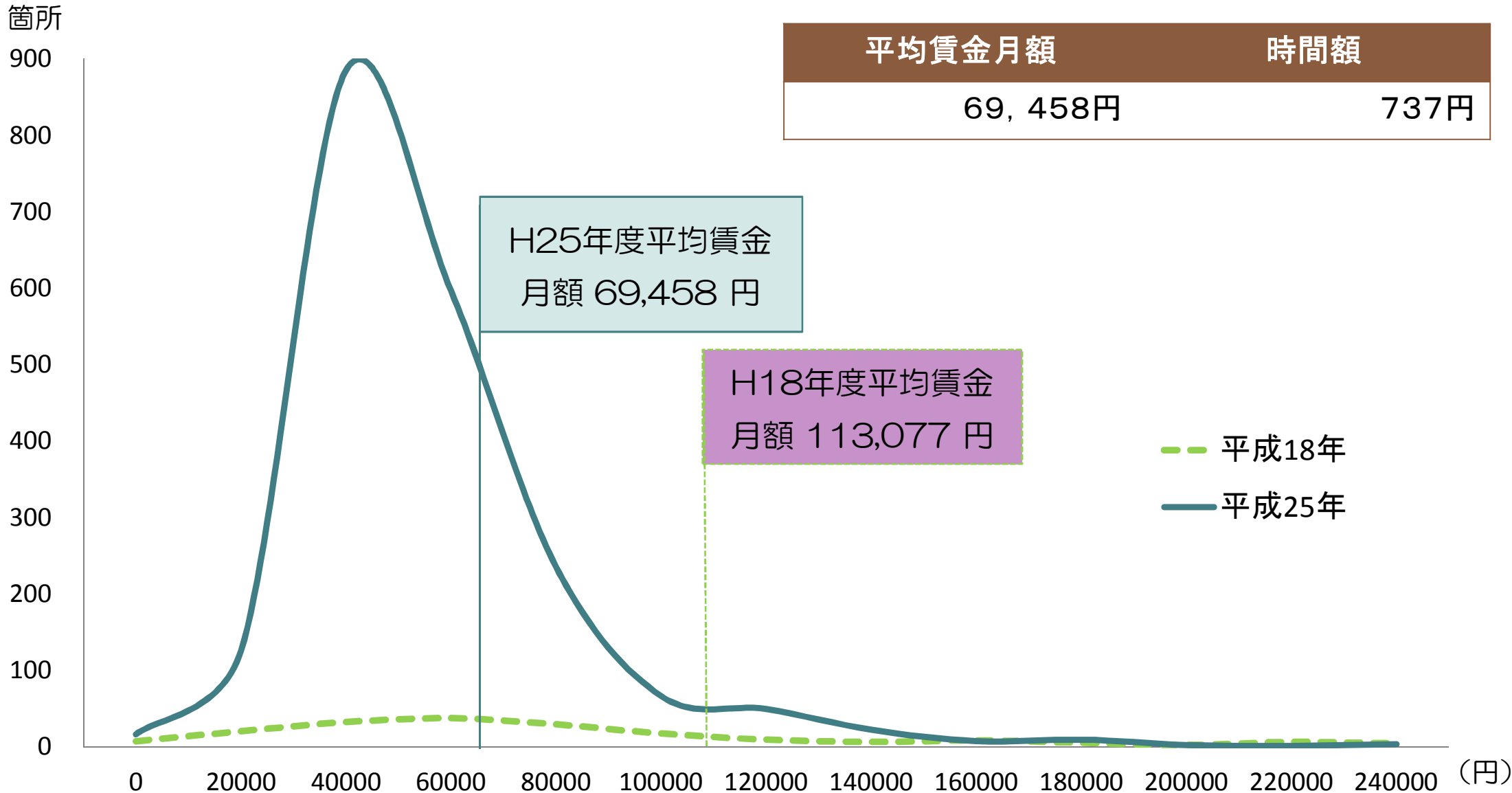
【就労継続支援B型】



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

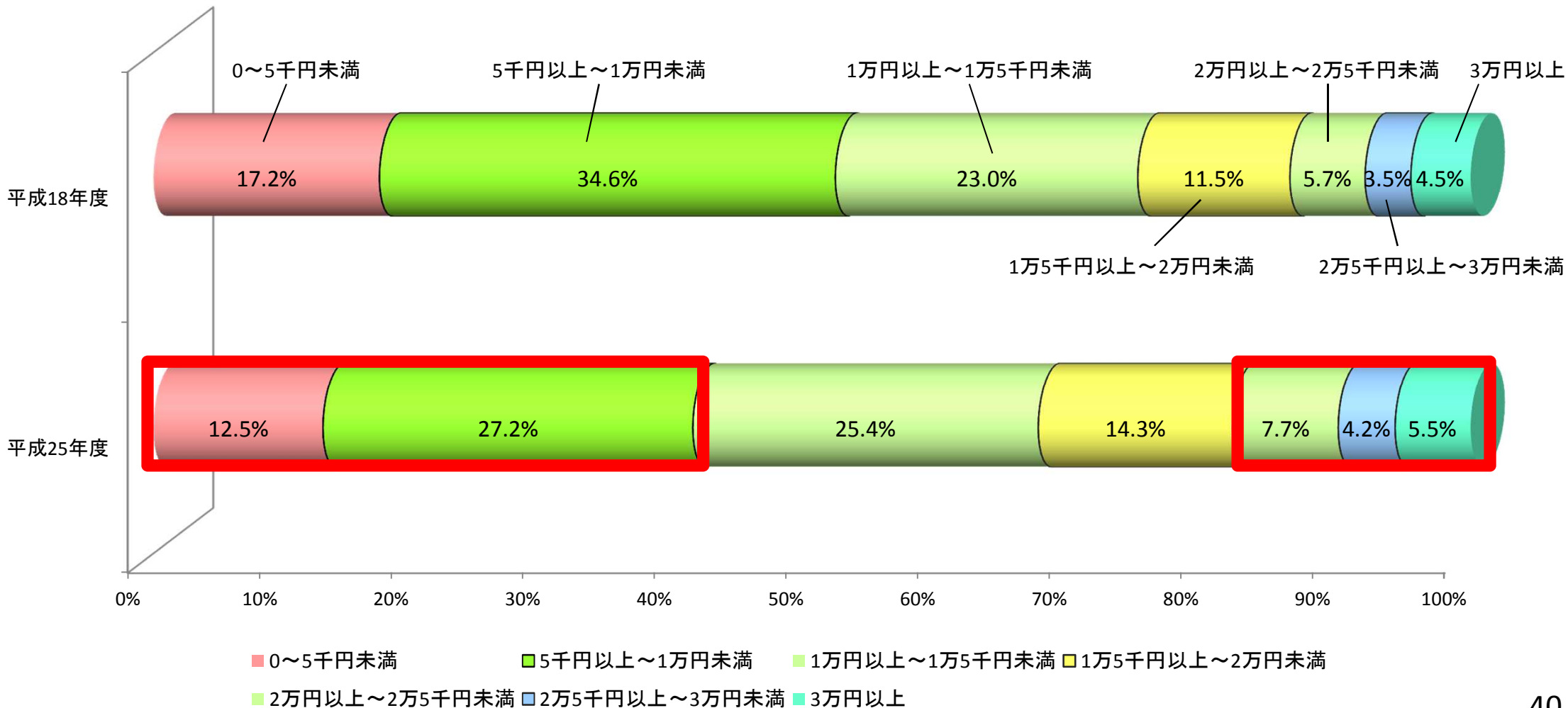
就労継続支援A型における平均賃金の状況

- 平成25年度の利用者1人当たりの平均賃金月額は、69,458円と18年度と比べて約39%減少している。
- また、平均賃金を時給換算すると737円となり、同年度の最低賃金の全国平均764円と同程度となっている。



就労継続支援B型における工賃の状況

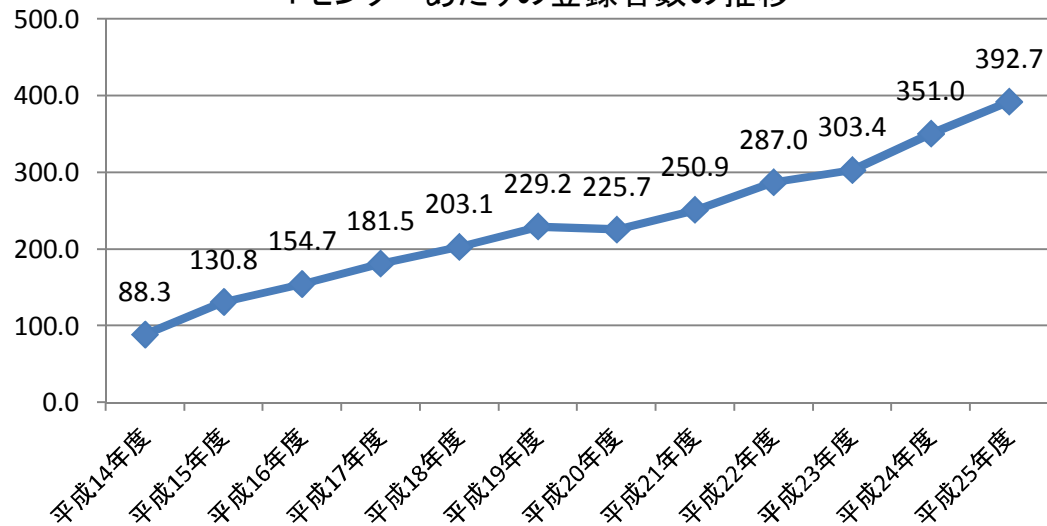
- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。



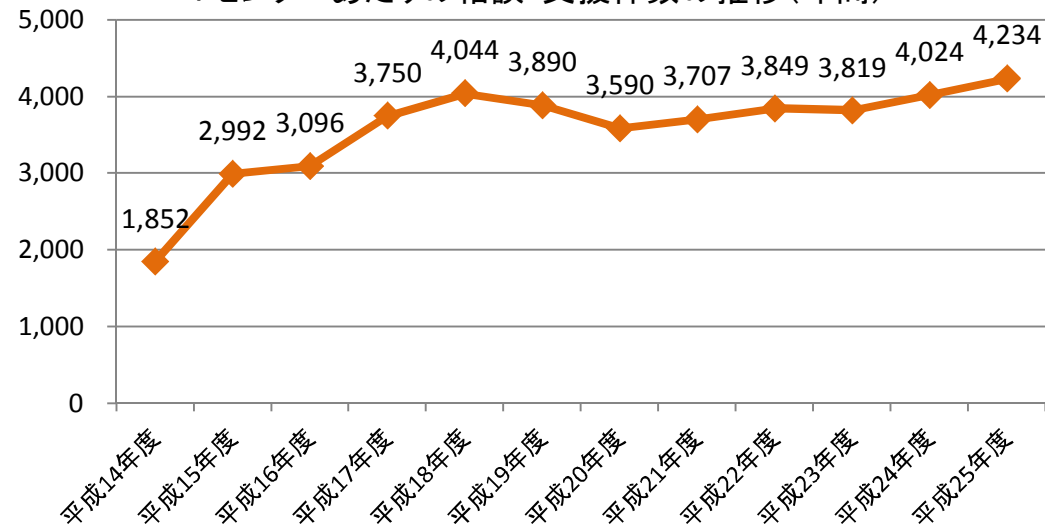
障害者就業・生活支援センターでの事業実施状況

- 障害者就業・生活支援センターにおける登録者数の増加に伴い、相談・支援件数も毎年増加しており、生活面にかかる相談・支援は3割強となっている。
- 障害者就業・生活支援センターでの支援により就職した者の1年経過後の職場定着率は74.4%となっており、障害種別でみると、精神障害者や発達障害者の職場定着率が低い状況にある。

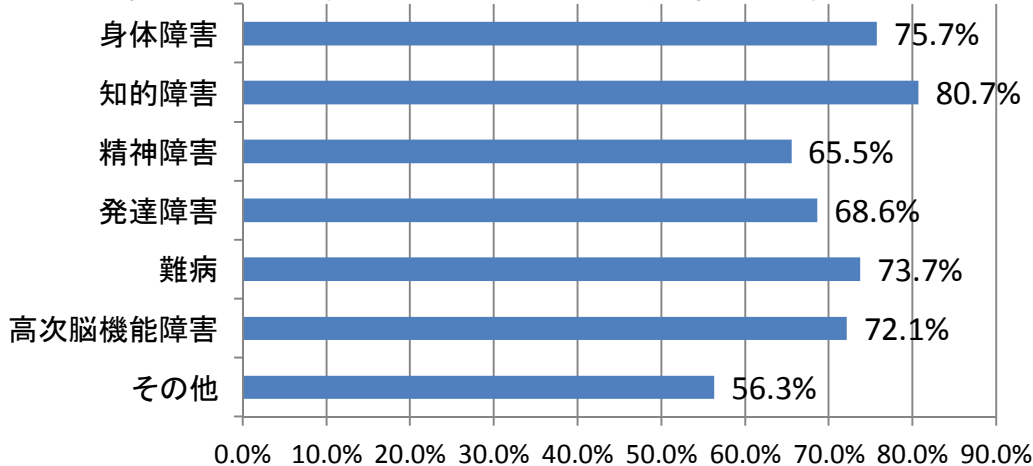
1センターあたりの登録者数の推移



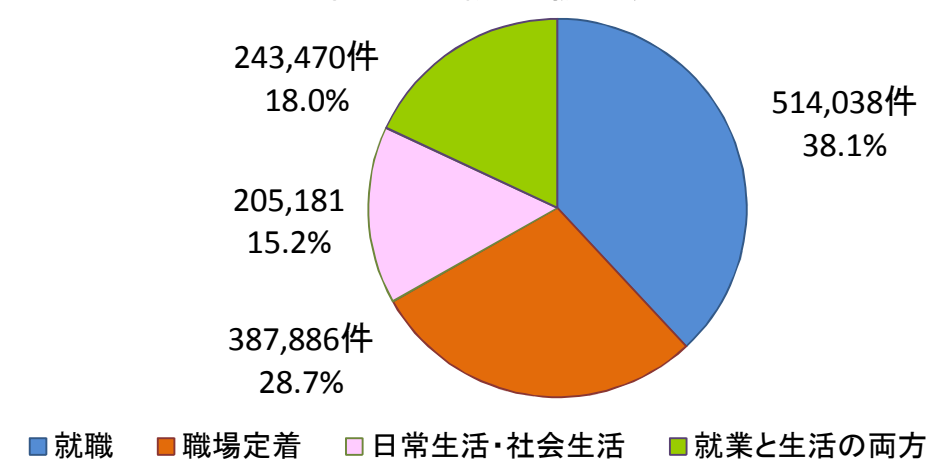
1センターあたりの相談・支援件数の推移(年間)



障害種別ごとの就職後1年経過時点での定着率(全体=74.4%)



内容別の相談・支援件数



就労定着支援体制加算

加算創設の趣旨

- 一般就労への定着支援を充実・強化するため、就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設

就労移行支援体制加算(平成26年度末まで)

- 一般就労移行後、6ヵ月以上就労している者の利用定員に占める割合が一定以上の場合、以下の区分に応じた単位数を加算
 - ・ 就労定着者が5%以上15%未満 41単位
 - ・ 就労定着者が15%以上25%未満 68単位
 - ・ 就労定着者が25%以上35%未満 102単位
 - ・ 就労定着者が35%以上45%未満 146単位
 - ・ 就労定着者が45%以上 209単位

就労継続期間に応じた加算に見直し

就労定着支援体制加算(平成27年度から)

一般就労移行後、6ヵ月以上就労している者の利用定員に占める割合が一定以上の場合、就労継続期間に応じて、以下の区分に応じた単位数をそれぞれ加算

6ヵ月以上12月未満

5%以上15%未満	29単位
15%以上25%未満	48単位
25%以上35%未満	71単位
35%以上45%未満	102単位
45%以上	146単位



12ヵ月以上24月未満

5%以上15%未満	25単位
15%以上25%未満	41単位
25%以上35%未満	61単位
35%以上45%未満	88単位
45%以上	125単位



24ヵ月以上36月未満

5%以上15%未満	21単位
15%以上25%未満	34単位
25%以上35%未満	51単位
35%以上45%未満	73単位
45%以上	105単位

42